

会 則

2020年 5月31日 施行

(1997年10月16日 制定)
(2000年 5月24日 改訂)
(2004年 5月26日 改訂)
(2010年 5月16日 改訂)
(2012年 5月20日 改訂)
(2020年 5月31日 改訂)

全 国 拡 大 教 材 製 作 協 議 会
(2020年 月 日 印刷)

全国拡大教材製作協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、全国拡大教材製作協議会と称し、事務局を代表世話人宅に置く。

(会 員)

第 2 条 本会は、拡大教材の製作をボランティア活動とするグループおよび個人を会員とする。

(賛助会員)

第 3 条 本会には、本会の目的に賛同し、本会の運営に協力、支援を行う企業および団体を賛助会員としておくことができる。

第 2 章 目 的 及び 事 業

(目 的)

第 4 条 本会は、ボランティア活動を通して、視覚障がい者等に対して、拡大教材（拡大図書を含む）の提供を円滑に行うこととする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換、親睦等の交流に関するここと。
2. 拡大教材の製作についての会員間の協力、支援に関するここと。
3. 事業活動の啓発および普及に関するここと。
4. 拡大教材の利用者に対する情報提供に関するここと。
5. 拡大教材の製作についての研修、研究に関するここと。
6. その他、目的達成に必要なここと。

第 3 章 運 営

(世話人)

第 6 条 本会の運営並びに事業の円滑な運営を図るため、会員から若干名の世話人を選出し、世話人は互選で次の役割を担当する。

ただし、代表世話人は連続 3 期を超えて選出されてはならない。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 代表世話人 | 1 名 |
| (2) 副代表世話人 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 書 記 | 1 名 |
| (5) その他担当 | 若干名 |

(監査および顧問)

第 7 条 本会は、会計を監査するために、世話人を除く会員から 1 名以上の監査を選出する。

また、本会の運営に助言を得るために顧問を若干名置くことができる。

(世話人・監査・顧問の選出および任期)

第 8 条 世話人および監査は代表者会議で選出するものとし、任期は 2 年とする。ただし、補欠により就任したものは、前任者の残存期間とする。また、再任は妨げない。顧問は世話人会が推薦し、委嘱するものとし、任期は世話人に準ずる

(世話人の任務)

第 9 条 各世話人の任務は以下の通りにする。

1. 代表世話人は、会を代表し、本会の運営を総括するとともに代表者会議、全体会議、世話人会を招集する。
2. 副代表世話人は代表を補佐し、代表に事故ある時はこれに代わる。
3. 世話人（会計）は会の会計を担当する。
4. 世話人（書記）は会の活動について記録し、保存する。
5. その他担当の世話人は会の活動に関する業務をする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 10 条 本会の会議は、代表者会議、全体会議、世話人会の 3 種とし、世話人会は代表世話人が議長となり、他の会議はその都度議長を選出する。

(代表者会議)

第 11 条 1. 代表者会議の構成は、各グループ会員の代表者 1 名および個人会員とする。
2. 代表者会議は、本会の最高決議機関であり、世話人および監査を選出すること、活動並びに決算報告および活動計画並びに予算の承認を行うこと、会則の改廃および本会の重要な事項を審議し、決議するため必要に応じて隨時に開催できる。
3. 代表者会議は、構成員の 3 分の 2 の出席（委任状含む）を以て成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成を以て決する。又、議決案を会員へ通知して、文書で承認を求める方法で代替することができる。

(全体会議)

第 12 条 全体会議は、本会会員が参加するもので、会員相互の情報交換及び親睦を図り、本会の事業に必要な研修等を行うものとする。

(世話人会)

第 13 条 1. 世話人会は世話人、監査および顧問で構成し、本会の運営全般について協議するものとし、隨時開催する。
2. 世話人会には、必要に応じてオブザーバーの出席を認める。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終了する。

(会 費)

第15条 会員は年会費を負担するものとし、額は以下のとおりとする。

1. グループ会員 2,000円
2. 個人会員 2,000円
3. 賛助会員の会費の額は特に定めない。

附 則

第16条 この規則は、2020年5月31日より施行する。

第17条 この規則は、代表者会議の議決により、改廃することができる。

1. 1997年10月16日制定
2. 2000年 5月24日改訂
3. 2004年 5月26日改訂
4. 2010年 5月16日改訂
5. 2012年 5月20日改訂
6. 2020年 5月31日改訂